

千葉県における食品衛生法改正後の状況について

1 令和3年6月1日から施行される改正事項の概要

(1) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化（令和3年6月1日完全施行）

原則として、全ての食品等事業者に対し、一般衛生管理に加えHACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

※HACCPに沿った衛生管理の制度化については、令和2年6月1日に施行されたが、1年間の猶予期間が設けられていた。

※営業届出制度の対象外となる「公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの」は制度化の対象外

①HACCPに基づく衛生管理

コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが、使用する原材料や製造方法等に応じ、計画を作成、管理を行う。

②HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を行う。

(2) 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

- 現在の営業許可制度は、昭和47年から見直されておらず、現状の営業実態に合っていない場合があることから、食中毒リスク等も考慮し、実態に応じたわかりやすい仕組みを構築するものである。
- HACCPの制度化に伴い、営業許可を要しない業種についても、行政が把握し必要な指導等を行う必要があるため、新たに営業届出制度を創設する。
- 現在、政令に定める営業許可業種34業種を見直し、32業種へ再編する。
- また、営業届出制度の対象外となる、「公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるもの」として、5つの営業を定める。
- これにより、食品等事業者は、下記の3つに分類されることとなる。
 - ①営業許可業種（政令許可32業種）
 - ②営業届出業種（①③に該当しない業種全て）
 - ③届出対象外（政令で定める5つの営業）
- 国が新たに整備した食品衛生申請等システムにより、事業者は営業許可申請及び営業届出等の手続きをオンラインで行うことができるようになる。

(3) 食品の自主回収（リコール）情報の報告制度の創設

事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

営業者が以下のいずれかに該当する食品等を回収したときに、原則オンラインシステムにより、都道府県知事に届け出る。

- ①食品衛生法に違反する食品
- ②食品衛生法違反のおそれがある食品
- ③食品表示法に違反する食品（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす項目として内閣府令において定められた項目のみ）

報告を受けた都道府県知事は、喫食による健康への危害発生の可能性に応じた分類に区分したうえで厚生労働省又は消費者庁に報告する。

報告を受けた厚生労働省又は消費者庁は、届け出事項を公表し、公表されたリコール情報は、システム上で誰でも確認することができる。

2 千葉県における食品衛生法改正後の状況

(1) 営業許可・届出制度及びHACCP制度化への対応について

①新たに営業許可・届出の対象となる事業者への制度普及

- ・関係部局・関係団体と連携の上、新制度普及用チラシ「食品営業の制度が変更となります」（令和2年2月発行）を活用し、各種広報を実施した。
- ・（公社）千葉県食品衛生協会に委託し、食品衛生指導員が新制度普及用チラシの配付を行った。

②既存の営業許可取得者に対する新許可・届出制度への移行支援について

- ・食品衛生法改正に伴い、県として新たな監視体制を構築した。
- ・既存の営業許可が期限を迎える前に施設監視を実施し、営業者から製造品目や製造方法、事業規模等の聞き取りを行ったうえで、現在の業態が新制度下で許可と届出のどちらに該当し、またどのような手続きが必要となるかの指導を実施している。
- ・営業許可が引き続き必要と判断された営業者に対しては、各営業者に対して最も適切と考えられる業種を取得させる「一施設一許可」の原則に則り、取得すべき許可について助言を行っている。
- ・併せて、HACCPに沿った衛生管理を支援するため、公表されている業種別のHACCP手引書の中から、聴取した業態から有用と考えられる手引書について情報提供を行っている。
- ・改正後の食品衛生法に基づく許可を所得後、概ね6か月後を目途に、HACCPシステムの実施状況について確認を行い、改善指導や自主衛生管理水準向上のための助言を実施している。

③事務手続き方法の統一

- ・「HACCPに沿った衛生管理の制度化」に係る監視指導方法、「営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設」に係る許可・届出の事務手続き方法等、食品衛生法の一部改正に伴う新制度の施行に当たり必要な事項について検討を行う目的で、千葉県健康福祉部衛生指導課及び各保健所の食品衛生監視員からなる「食品衛生法改正に係る検討会」を平成31年2月に設置した。
- ・改正食品衛生法の施行後も、発生した疑義についての処理方針の統一や認識の共有、営業者への効果的な新制度の普及啓発方法等を検討するため、月1回程度のペースで会議を実施しており、本検討会議は設置時から令和4年2月末までで合計28回開催されている。
- ・現行の県食品衛生管理システムについて、営業許可業種の再編・届出制度の創設等への対応、国の食品衛生申請等システムとの連携等の改修を行っている。

(2) 食品の自主回収（リコール）情報の報告制度

- ・届出にあたり事業者から相談があった際には、入力項目や添付すべき資料についての相談に応じている。
- ・実際の届出があった際には、喫食による健康への危害発生の可能性に応じた分類へ適切に区分するとともに、厚生労働省又は消費者庁への速やかな報告に努めている。
- ・なお、千葉県では、本制度の施行前から「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」第12条の規定により、「食品等の自主回収に関する情報提供を支援する事業」を実施していたが、当該事業は廃止し、本制度に統一されている。